

第704回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成29年 2月 7日（火）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

（1）政策評価アンケートに係るお願い

業務部 鈴木 管理課長

（2）NACCS 専用口座の廃止について

業務部 高橋 収納課長

（3）知的財産に係る税関への新規・追加差止申立てについて（12月～1月）

業務部 小林 知的財産調査官

★その他・連絡事項等

- ・「通関業法基本通達」等の改正案に関するご意見の募集について
- ・「新任役員・新任営業所責任者等」名簿の提出について
業務部 山本 首席通関業監督官
- ・税関ホームページ内「原産地規則ポータル」について
業務部 佐々木 原産地調査官
- ・大型 X 線検査済み輸出コンテナ貨物のコンテナヤード再搬入時における
税関検査旗の使用について
監視部 伊東 管理課長

次回開催予定日 平成29年3月9日（木） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

NACCS専用口座ご利用の皆様へ

NACCS専用口座は平成29年3月末に廃止します（※1）。

継続して口座振替を希望されるお客様は、
お早めにリアルタイム口座への変更をお願いします。

[NACCS専用口座廃止までにご対応いただくこと]

- ① NACCSホームページを参照し、リアルタイム口座振替申込書類をNACCSセンターへご提出ください。（※2）

NACCS リアルタイム

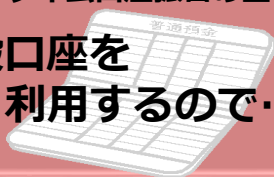


検索

- ② リアルタイム口座登録完了後、社内関係部署、**通関委託先等の関係者へ使用口座の変更をご周知ください。**
- ③ **銀行にて**NACCS専用口座の解約手続きをしてください。

[リアルタイム口座振替の主なメリット]

一般口座を
利用するので...



- ★ 関税等の納付以外にも使えて便利！
- ★ 自由に入出金ができて便利！
- ★ 残高不足にも入金後即時反映されて便利！

NACCS専用口座廃止日直前のNACCS専用口座利用は、後続業務等に影響が生じる場合があります、注意が必要です。

※1 平成29年3月末は最終的な廃止期限であり、銀行により廃止時期は異なります。廃止後は、NACCS専用口座を解約されなくても、関税等のNACCS専用口座からの引落しができなくなりますのでご注意ください。

※2 金融機関により、お申込みから利用開始まで1ヶ月程度を要する場合がありますので、NACCSホームページをご確認ください。

お問合せ先：

NACCSセンター ヘルプデスク

☎ 0120-794550



NACCS公式ホームページ
<http://www.naccs.jp/>



NACCS掲示板
<http://www.nacccenter.com/>

[NACCS センターからのお知らせ]

平成 29 年 1 月

NACCS 専用口座の廃止およびリアルタイム口座振替方式の申込みについて
～専用口座の廃止日が間近となりました～

日頃から NACCS の運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
す。

従前からご案内のとおり、NACCS 専用口座につきましては、本年（平成 29 年）
3 月 31 日をもちまして廃止させていただきます。（平成 29 年 3 月 31 日は最終的
な廃止期限であり、銀行により廃止時期は異なります。）

専用口座の廃止による NACCS 業務への影響につきましては、（別添資料）「NACCS
専用口座の廃止前後の影響」をご覧ください、NACCS 専用口座利用可能期間並び
に NACCS 専用口座廃止日を跨った申告等の影響及び対処方法等をご確認ください。

また、継続して口座振替を希望されるお客様は、お早目にリアルタイム口座方
式の申込手続きをお願いいたします（別添資料「NACCS 専用口座ご利用の皆様へ」
をご確認ください）。

（別添資料）

- ・ NACCS 専用口座の廃止前後の影響
- ・ NACCS 専用口座ご利用の皆様へ

〈問い合わせ先〉

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
ヘルプデスク ☎ 0120-794550



従前からご案内のとおり、輸入申告等の通関手続きやとん税等納付手続きにご利用いただいているNACCS専用口座につきましては、平成29年3月31日をもって廃止※させていただきます。※銀行により実際の廃止日は異なります。
専用口座を廃止する場合のNACCS業務への影響等については、以下のとおりとなりますので、ご留意願います。

1. NACCS専用口座利用可能期間

区 分	~H29/2月	H29/3月	H29/4月	H29/5月~
		NACCS専用口座の利用(振替)可能期間		NACCS専用口座の利用(振替)不可期間
① ➤ 輸入申告等(②、③を除く) ➤ 修正申告 ➤ とん税等納付申告	➤			
② ➤ 引取申告 (申告種別「H」「N」) ➤ 特例申告 (申告種別「T」「V」)	➤	➤		
③ ➤ 引取・特例申告	➤			

▲ 3/31 口座振替処理自動起動

※システム的な制御ができないため、3月中は申告時に専用口座を選択することが可能。

① 輸入申告等（引取、特例申告を除く。）、修正申告及びとん税等納付申告については、平成29年3月31日まで専用口座による口座振替が可能です。

② 引取申告（IDA業務等の申告種別「H=輸入（引取）申告」、「N=特例委託引取申告」）後の特例申告（IDE業務等の申告種別「T=特例申告」、「V=特例委託特例申告」）については、平成29年3月31日まで専用口座による口座振替が可能です。

③ 引取・特例申告（IDA業務等の申告種別「J=輸入（引取・特例）申告」、「P=特例委託輸入（引取・特例）申告」）については、平成29年2月28日まで専用口座による申告が可能です。平成29年3月31日に特例申告口座一括引落とし処理（2KZ）が自動起動します。

※専用口座廃止日までに納税まで完了する必要があります。

2. NACCS専用口座廃止日（例：3/31）を跨った申告等の影響及び対処方法

① 輸入申告／とん税等納付申告

B P：輸入許可前貨物の引取承認申請
I B P：引取承認後の輸入（納税）申告

▶輸入申告（B Pを除く。）

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
事項登録（IDA等）前	事項登録（IDA等）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	事項登録（IDA等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
事項登録（IDA等）後、申告（IDC等）前	申告（IDC等）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	事項登録（IDA等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
申告（IDC等）後、審査終了前	審査終了時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
口座不足で許可保留	保留解除（COW）業務での再引落しはエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。

▶輸入申告（B P）

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
事項登録前	事項登録（IDA等）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	事項登録（IDA等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
事項登録後、B P申請前	B P申請（IDC等）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	事項登録（IDA等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
B P申請後、B P審査終了前	B P審査終了は正常終了する。その後のI B PまたはI B P審査終了時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
B P審査終了後、I B P審査終了前	I B P審査終了時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
I B P審査終了後 口座不足で保留	保留解除（COW）業務での再引落しはエラー（口座使用不可）となる。	業務実施者による変更はできないため、直納またはM P Nに変更する旨を税関に申し出る。

① 輸入申告／とん税等納付申告（つづき）

▶修正申告

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
事項登録（AMA）前	事項登録（AMA）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	事項登録（AMA）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
事項登録（AMA）後、申告（AMC）前	修正申告（AMC）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	事項登録（AMA）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
申告後口座不足で保留	保留解除（COW）業務での再引落しはエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	<u>修正申告は申告後の変更はできないため、直納またはMPNに変更する旨を税関に申し出る。</u>

▶とん税等納付申告

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
申告（TPC）前	TPC実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	TPC業務により納付方法識別を専用口座以外にする。
口座振替後	影響なし。	対処不要。

② 特例申告（引取申告後）

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
引取申告（IDC）前	引取申告は正常に終了する。 特例申告（IDA01）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
引取許可後、特例申告前	特例申告（IDA01）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
特定日（※）前の特例申告後	特例申告口座一括引落とし処理（2KZ）自動起動時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となり直納に切り替わる。	直納で納付する。 または、MPNに変更する旨を税関に申し出る。
特定日（※）後の特例申告後	影響なし。	対処不要。

（例）特定日前後の特例申告への影響

専用口座廃止時の状態	～H29/2月	H29/3月	H29/4月	H29/5月～
	NACCS専用口座の利用（振替）可能期間		NACCS専用口座の利用（振替）不可期間	
		(特定日)	(特定日)	(特定日)
例1) 引取申告前			▲ 引取申告	→ × 特例申告
例2) 引取許可後、特例申告前		▲ 引取申告	→ × 特例申告 業務実施時にエラーとなる。	業務実施時にエラーとなる。
例3) 特定日（※）前の特例申告後		▲ 引取申告 ▲ 特例申告	→ ×	4/30特例申告口座一括引落とし処理（2KZ）で口座振替がエラーとなる。
例4) 特定日（※）後の特例申告後	▲ 引取申告	→ ◎ 特例申告 口座振替が同時に実施され正常終了する。		

（※）特定日は引取申告の翌月20日

③ 引取・特例申告

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
申告前	引取申告（IDA）実施時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となる。	事項登録（IDA等）業務により納付方法識別を専用口座以外に変更する。
申告後	特例申告口座一括引落とし処理（2KZ）自動起動時にエラー（口座使用不可または口座名義人が異なる）となり、直納に切り替わる。	直納で納付する。 または、MPNに変更する旨を税関に申し出る。

3. 専用口座を使用した申告が仕掛り中の状態で第6次NACCSが更改した場合の影響

NACCS専用口座の利用可能期間中に、専用口座を使用した申告が仕掛り中の状態で第6次NACCSが更改した場合には、前記2.と同様の影響がありますが、前記2.にある業務実施者の対応により後続業務を実施することができます。
なお、前記2.の対応ができない場合は、税関までお申し出ください。

◎ 留意事項

➤ **すでに新規の専用口座開設は締め切っておりますが、まだ多くの数が残っております。廃止直後の混乱を避けるためにも、お早目にリアルタイム口座に切り替え手続き※を進めていただきますよう、宜しくお願い申し上げます。** ※利用可能になるまで1か月程度を要しますので、お早目に手続きください。

特に利用者様の顧客において、現在も専用口座から引き落としを行っている場合には、専用口座が廃止されることと、早めにリアルタイム口座に切り替えを行っていただく旨をお伝え願います。

税関への輸入差止申立て(新規・追加)一覧 (H28年12月～H29年1月受理分)

【12月】

【横浜税関業務部】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	おもちゃ (権利・侵害理由 追加)	「BEYBLADE/ベイブレードパースト」に係る商標	BEY BLADE ベイブレード 	株式会社タカラトミー
商標	ランプシェード (侵害理由追加)	ランプシェードに係る立体商標		ルイス ポールセン エイ/エス
商標	腕時計	「PANERAI」に係る商標	PANERAI(標準文字)	オフィチーネ パネライ アク チェンゲゼルシャフト
意匠	コマおもちゃ用発射器具 コマおもちゃ発射器具用巻き上げ器 コマおもちゃ発射器具用グリップ (ベイブレードパースト用発射器具等)	コマおもちゃ用発射器具、コマおもちゃ発射器具用巻き上げ器及びコマおもちゃ発射器具用グリップに係る意匠		株式会社タカラトミー
商標	携帯電話機・スマートフォンケース	「HELLOKITTY」に係る商標	HELLOKITTY(標準文字)	株式会社サンリオ
商標	家庭用電気式美顔器	「HADACRIE」に係る商標	ハダクリエ HADACRIE	日立コンシューマ・マーケティング株式会社
著作	ぬいぐるみ、パジャマ、クッション、ノート、メモ帳、毛布、ゴムボール、トランプ	絵画の著作物「ピカチュウ」に係る著作		任天堂株式会社
商標	シール状の害虫忌避剤	「虫よけパッチα」等に係る商標		アース製薬株式会社

【1月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	モジュラープラグ	「PANDUIT」に係る商標	PANDUIT (標準文字)	パンドウィット・コーポレーション

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	かばん類、財布、キーケース、 カード入れ、キーホルダー、ス マートフォン用ケース	「BOTTEGA VENETA」に係 る商標	BOTTEGA VENETA (標準文字) BOTTEGA VENETA	ボッテガ・ヴェネタ・エス・アー
著作	DVDおよびその他記録媒体	映画著作物 「世界一難しい恋」 「お迎えデス。」 「ゆとりですがなにか」 「家売るオンナ」 「時をかける少女」 「そして、誰もいなくなった」		日本テレビ放送網株式会社
商標	洋服類、リュックサック	「MAMMUT」に係る商標		マムート スポーツ グループ エイジー



税関への差止申立て情報は税関HPに掲載しています
 税関HP掲載アドレス: www.customs.go.jp/mizugiwa/chitekí/

FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs

平成 29 年 2 月 7 日
財 務 省 関 税 局

「通関業法基本通達」等の改正案に関するご意見の募集について

財務省関税局では、通関業制度の見直しに伴う通関業法、同法施行令及び同法施行規則の一部改正等を踏まえ、通関業法基本通達及び税関様式関係通達について別紙のとおり改正することを予定しております。

本案につきましては、広く国民の皆様からご意見を募集しております。ご意見等がございましたら、下記の要領に従い、財務省関税局業務課宛にお寄せください。

記

1. 募集期間

平成 29 年 2 月 7 日（火）から平成 29 年 3 月 8 日（水）まで（必着）

※提出期限を過ぎたご意見につきましては、受理できませんので、あらかじめご了承ください。

2. 募集内容

「通関業法基本通達」等の一部改正案について

3. 提出方法

氏名又は名称、住所、連絡先（電話番号、FAX 番号及びメールアドレス）をご記入のうえ、以下のいずれかの方法によりご提出下さい（様式は自由）。

※電話でのご意見の提出には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送の場合

〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1

財務省関税局業務課 宛

② 電子メールの場合

メールアドレス : kanzei-gyomu@mof.go.jp

③ FAX の場合

FAX 番号 : 03-5251-2125

宛先 : 財務省関税局業務課 宛

4. その他の留意事項

お寄せいただいたご意見等につきましては、公表させていただく場合があります。

また、ご意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

連絡・お問い合わせ先

財務省関税局 03-3581-4111（代表）

業務課通関係 （内線）5393

「通関業法基本通達」等の一部改正案の概要について

1. 背景

通関業制度については、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行うため、平成 28 年 3 月 29 日、第 190 回国会において当該見直しを含む関税定率法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が可決・成立した。また、同年 6 月 17 日に、改正法を踏まえた関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び関税法施行規則等の一部を改正する省令が制定された。

これらの法令の改正内容を含む通関業制度の見直しに対応するため、通関業法基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号、以下「通達」という。）及び税関様式関係通達（昭和 47 年蔵関第 107 号）について必要な改正を行う。

2. 改正の概要

① 暴力団排除条項への対応について（通関業法第 6 条関係）

- ・法第 6 条第 11 号に規定する「暴力団員等にその事業活動を支配されている者」の定義を追加（通達 6-4-2 新設）。
- ・暴力団員又は暴力団員等により事業活動を支配されている者であるか否かの確認手続を追加*（通達 6-5 ハ新設）。

※ 当該規定は、現行の通達においては法第 5 条第 2 号に規定する「十分な社会的信用を有すること」を根拠に暴力団排除に係る確認手続を行っており、手続内容は従前と変更ありません。

② AEO 通関業者の営業所新設の届出手続について（通関業法第 9 条関係）

- ・AEO 通関業者が営業所を新設する場合の届出に係る規定を追加（通達 9-1 新設）。

③ 料金の掲示について（通関業法第 18 条関係）

- ・通関業務料金の最高額及び料金表を適用しない手続に係る規定を廃止（通達 18-1 及び 18-2 削除）。
- ・料金の掲示についての規定の追加（通達 18-1 新設）。

④ 業務改善命令について（通関業法第 33 条の 2 関係）

- ・業務改善命令の対象範囲の例示規定を追加（通達 33 の 2-1 新設）。
- ・命令発出に係る手続等に関する規定を追加（通達 33 の 2-2 及び 33 の 2-3 新設）。
- ・改善のため必要な期限の経過後、改善が行われない場合に監督処分を検討する旨の規定を追加（通達 33 の 2-4 新設）。

- ⑤ 権限の委任について（通関業法第 40 条の 3 及び通関業法施行令第 14 条関係）
- ・通関業法施行令第 14 条に規定する「主たる」営業所の例示規定を追加（通達 40 の 3-1 新設）。
 - ・「主たる」営業所の変更を要する際の手続に関する規定を追加（通達 40 の 3-2 新設）。
- ⑥ その他所要の改正
- ・営業区域制限に係る規定を廃止。
 - ・需給調整条項に係る規定を廃止。
 - ・在宅勤務に係る規定を追記。
 - ・報告様式等の簡素化。 等

（以上）

H29年2月7日

通関業監督官からのお知らせ



通関業法第12、22条(変更等の届出)の際、「新任役員・新任営業所責任者等」の名簿を電磁的記録媒体(USBメモリ・FD・CD-R)により提出頂いていますが、税関におけるシステムセキュリティ強化のため、今後は以下の方法により窓口へ提出して頂くようお願いいたします。

1. NACCSの利用による提出

(1) 汎用申請(業務コード: HYS)

申請先税関官署 **2A**
申請手続種別 **T01** 通関業許可申請事項変更届
T02 通関士その他通関業務従事者氏名等届出

(2) 添付ファイル登録(業務コード: MSB)

税関官署 **2A**
部 門 **T** (通関業監督官)

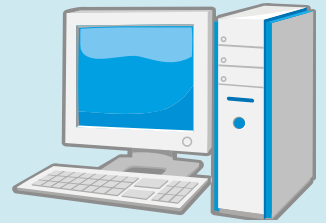
※ 具体的なデータの添付方法等は、NACCSセンター掲示板業務講習会資料をご参照ください。

【参考】 添付ファイル(CSV形式; エクセル・アクセス等)

シイ	氏名(全角)	和暦	年	月	日	性別	備考
カゼイ ツボネ	関税 局	S	30	03	04	F	氏名全角
カ タロウ	関 太郎	S	38	11	30	M	他、半角
ヤマト ハコ	山本 花子	H	03	01	01	F	男性M、女性F
ケルビン ライアン	Kelvin Ryan	S	54	05	15	M	数字2桁



税関ホームページの原産地規則ポータルで 経済連携協定の品目別規則が検索できます！



6桁のHSコードを入力いただくだけで、各経済連携協定の品目別規則を確認できます。また、品目毎・協定毎の一覧表からご確認いただくことも可能です。輸入貨物の原産性の確認や原産品申告書の作成の際にご活用ください。

ご利用方法1：経済連携協定と品目を指定して検索する方法



1 原産地規則ポータルトップページの「品目別原産地規則の検索」をクリック



2 検索する経済連携協定を選択

同一枠内の経済連携協定であれば、複数選択が可能です。

3 検索する品目のHSコードを入力

6桁のHSコードを入力します。

4 「検索」をクリック

検索条件を変更する場合には「リセット」をクリックします。



5 選択した品目と品目別規則が日本語／英語で表示されます

「注」の欄には関係する注釈、部注・類注等が表示されます。品目別規則とあわせてご確認ください。

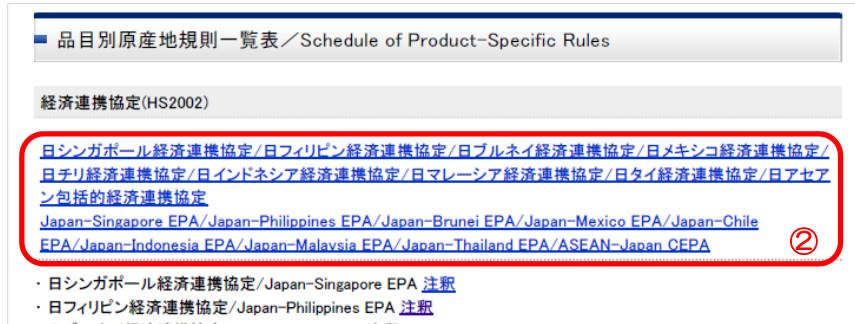
「再検索」ボタンをクリックすると、検索画面に戻ります。

ご利用上の注意：掲載している情報につきましては、あくまで参考としてご利用ください。実際の輸入手続きにあたっては、各経済連携協定をご確認ください。

ご利用方法2: 経済連携協定または品目を指定して一覧する方法

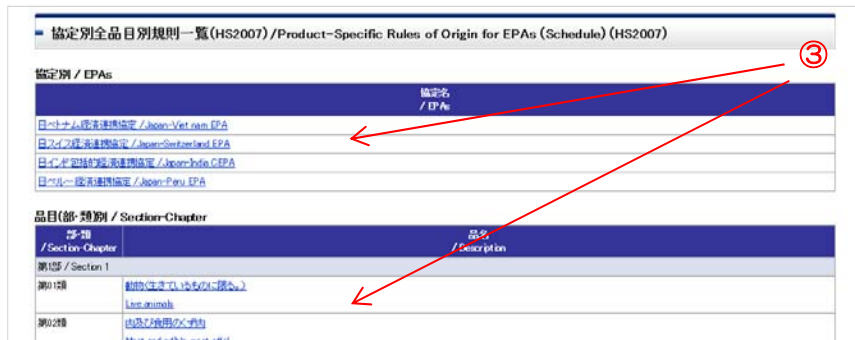


1 原産地規則ポータルトップページの「品目別原産地規則一覧表」をクリック



2 検索する経済連携協定が含まれるカテゴリーをクリック

各協定の品目別規則の注釈、部注・類注、付表等は、「注釈」をクリックしてご確認ください。



3 検索する経済連携協定または品目のいずれかををクリック

協定名を選択した場合には、選択した協定の1~97類の規則が一覧できます。

品名を選択した場合には、選択した類の複数の経済連携協定の規則が一覧できます。(ただし、同じHSバージョンの場合に限ります。)

協定別全品目規則一覧 (HS2002) / Product-Specific Rules of Origin for EPAs (Schedule) (HS2002)

品目 / HS Code	品名 / Description	日シンガポール経済連携協定 / Japan-Singapore EPA	日フィリピン経済連携協定 / Japan-Philippines EPA	日ベトナム経済連携協定 / Japan-Vietnam EPA	日インドネシア経済連携協定 / Japan-Indonesia EPA	日マレーシア経済連携協定 / Japan-Malaysia EPA	日タイ経済連携協定 / Japan-Thailand EPA	日ASEAN包括的経済連携協定 / ASEAN-Japan CEPA
0100	動物(生きていないものに限る。)							
0101	純粋な繁殖用動物	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.
0102	生きていない動物	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.	第01-01-01から第01-01-06までの各商品の品名への他の類の材料からの変更 A change to heading 01 01 through 01 06 from any other chapter.

4 検索結果が日本語／英語で表示されます

品名により検索する場合には、ブラウザの検索機能をご利用ください。

原産地規則に関するお問い合わせは、各税関の原産地調査官までお願いします。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

原産地規則に関する各種資料は「原産地規則ポータル」へ

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

特惠税率の適用に際しては、 貨物が「原産品」であることを確認してください

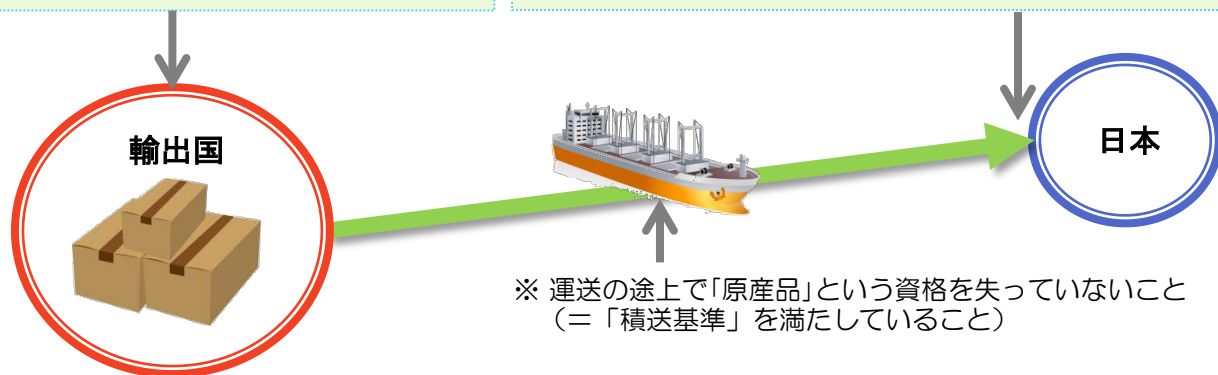
特惠税率適用のための3つの条件

特惠税率の適用を受けるためには、3つの条件をすべて満たす必要があります。

条件① 輸入する貨物に関し、特惠税率（EPA（経済連携協定）特惠税率、一般特惠関税又は特別特惠関税）が設定されていること

条件② 生産された貨物が、「**原産品**」であると認められること
(=「**原産地基準**」を満たしていること)

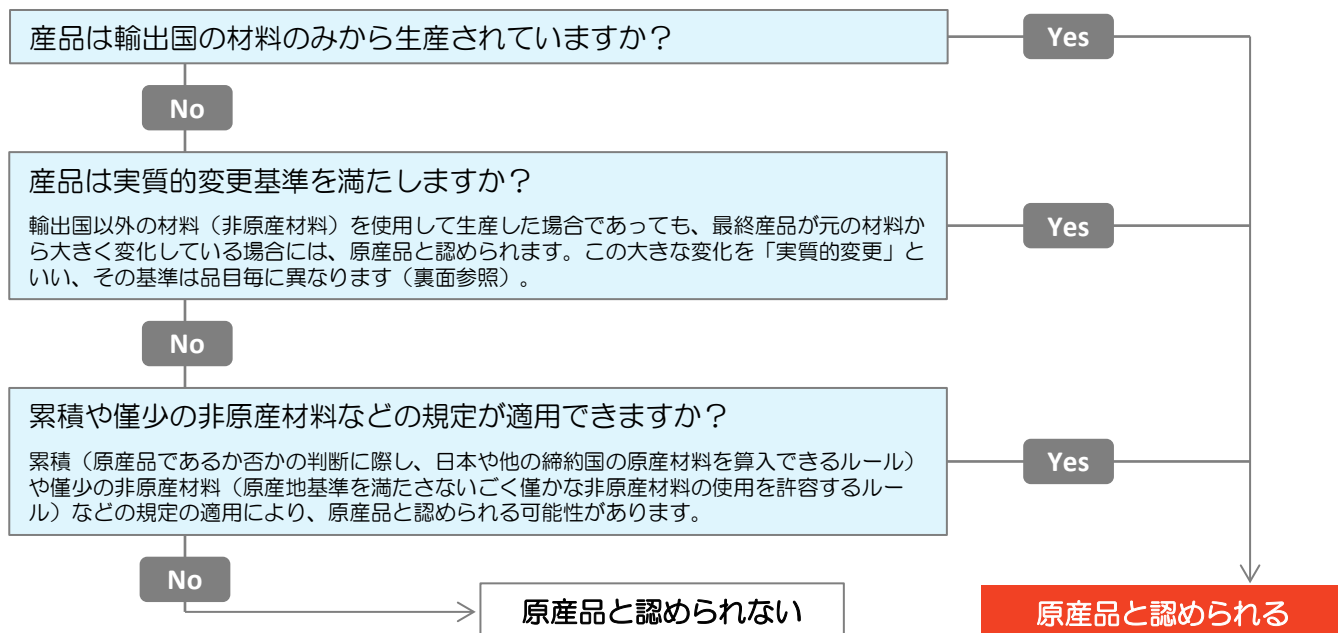
条件③ 税関に対して、原産地証明書又は原産品申告書等及び（必要に応じ）運送要件証明書を提出するなど、必要な手続きを行うこと



貨物は原産品ですか？（確認のためのフローチャート）

特惠税率は、上記条件②のとおり、「原産品」であると認められる貨物に適用されます。原産地証明書等が提出されていても、「原産品」でない場合には、特惠税率は適用できませんので、**輸入貨物が「原産品」であることを確認ください。**

どのような貨物が「原産品」と認められるかを規定した「原産地基準」は制度により異なる部分もありますが、基本的には、以下の手順で判断します。

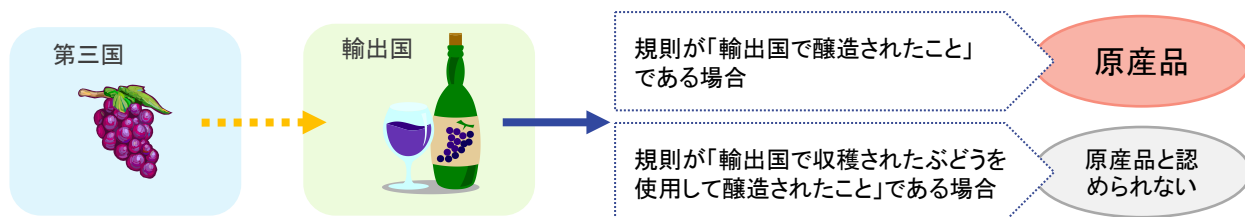


輸出国で貨物は実質的に変更しましたか？

貨物が第三国の材料を使用して生産されている場合、「原産品」と認められる基準「実質的変更基準」を満たしているかを確認することが重要です。

品目毎の「実質的変更基準」は、EPA（経済連携協定）の場合は各EPAの附属書「品目別規則」に、一般特恵制度の場合は**関税暫定措置法施行規則第9条**に規定されています。同じ貨物であっても、規則によって「原産品」と認められる場合とそうでない場合があります。

(例) 第三国のぶどうを使用して生産されたワイン



特恵税率適用時のポイント

申告納税制度の下、輸入者は、特恵税率を適用する輸入貨物の原産性に責任を有します。

貨物の原産性を確認する際には、以下のポイントを参考にしてください。

- ✓ 特恵税率を適用して輸入する貨物が「原産品」であることを、輸出者等に確認していますか？
- ✓ 特恵税率を適用して輸入する貨物が、どのような材料から、誰によって、どこで生産されたか把握していますか？

適用する規則等が分からない場合には、税関等の原産地規則の専門家に相談ください。

輸入貨物の原産性について、通関時や輸入許可後に税関から輸入者に問合せ（事後確認）を行う場合があります。輸出者等に貨物の原産性を確認する、貨物が原産品であることを示す書類等を入手・作成するなど、問合せに対応する手順・社内体制の整備をお願いします。

お問い合わせ先

原産地規則に関するお問い合わせは、各税関の原産地調査官が受け付けています。また、税関ホームページの「原産地規則ポータル」には、各EPAの品目別規則を含め、各種資料を掲載しています。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

原産地規則ポータル

検索

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>